平成２２年（フ）第４４号
新潟県長岡市城岡３丁目１番13号、前住所新潟県長岡市宮栄２丁目５番６号
債務者　若月　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
新潟県長岡市来迎寺3840番地、前住所新潟県長岡市高町３丁目858番地80
債務者　西村　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
新潟県見附市葛巻１丁目８番16号
債務者　知野いづみ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
岡山県倉敷市四十瀬428番地５メゾン清水Ａ101
債務者　川井　愛祐
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地79
債務者　畦﨑　敏博
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９８７号
札幌市南区真駒内390番地
債務者　菊地　貴俊
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０２７号
札幌市南区澄川２条２丁目５番20号
債務者　釼谷　和真
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５８号
札幌市南区真駒内390番地
債務者　菊地　匡彦
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０７１号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目12番５号　富澤マンション203号
債務者　品川　広樹
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
札幌市手稲区手稲本町４条３丁目５番16号　高台マンション103号
債務者　川内野　剛
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３号
札幌市手稲区手稲本町４条３丁目５番16号　高台マンション103号
債務者　川内野春香
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３号
札幌市南区真駒内390番地
債務者　菊地実千代
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
札幌市厚別区厚別町上野幌686番地　シャトーポルト208号
債務者　羽田　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３３号
札幌市白石区東札幌５条２丁目５番11―107号
債務者　岩見　慎吾
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４７号
札幌市白石区菊水３条５丁目２番４―405号
債務者　安西　　健
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１８号
札幌市西区八軒５条東３丁目４番10―202号
債務者　滝澤　啓輔
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３５号
札幌市白石区南郷通６丁目北３番８号
債務者　高橋　憲博
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５９号
北海道千歳市大和２丁目７番６―302号
債務者　野中　順子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部